各障害者支援施設管理者 様

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室 感染症対策連携担当課長 (公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づく結 核に係る定期の健康診断の報告について(依頼)

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき厚くお礼 申し上げます。

さて、施設管理者におかれましては、結核の発見の遅れが集団感染に発展する恐れもあることから、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の7に基づき、毎年度、対象者の結核に係る健康診断を実施し、その結果を、施設を管轄する保健福祉事務所に報告しなければなりません。

つきましては、今年度の健康診断実施結果について、所定の期日までに保健福祉事務所に報告するようお願いします。

(1)健康診断の対象者について

定期結核健康診断の対象者は次のとおりです。

区分	対象者	実施時期
障害者支援施設管理者	従事者	毎年度
	入所者	
	(65歳に達する年	
	度以降の入所者)	

(2) 定期結核健康診断結果の報告について

1月ごとにとりまとめ、翌月の10日までに別添の様式(県所管域用)により、施設 所在地を管轄する保健福祉事務所への報告をお願いいたします。

なお、<u>保健所設置市(横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市・藤沢市・茅ヶ崎市</u> (寒川町を含む))に所在する施設については、各市の指定する様式を使用し、各市 にご提出ください。

(3) 留意事項

次の場合は、定期結核健康診断を実施したものとみなすことができます。ただし、 この場合も結果の報告が必要です。

- ・労働安全衛生法等に基づく健康診断(胸部エックス線検査等)を実施した場合
- ・健康診断を受けるべき期間満了前3月以内に、対象者が他で健康診断を受け、その結果を医療機関管理者に提出した場合

問合せ先

感染症対策連携グループ 吉田電 話(045) 210-4791